

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市障害者団体活動費補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、障害者等の自立及び社会参加を促進し、障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする活動を行う障害者団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付する
補助事業者	市内障害者団体
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	728千円（予算額）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費の2/3以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	障害者団体の財政基盤が脆弱なため、団体を維持するために補助率を2/3としている。
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 障害者の自立および社会参加の促進を図ることを目的としており、費用対効果を算出できない。
補助制度開始	平成27年3月31日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	会報等で周知
事業担当	（担当部署） 社会福祉課
	（電話番号） 0259-63-5113